

私立学校振興助成法の改正 (p. 1042～)

別紙A

- 2 助成対象学校法人（会計監査人設置学校法人等（私立学校法第 82 条第 3 項に規定する会計監査人設置学校法人及び同法第 143 条に規定する大臣所轄学校法人等をいう。第 4 項において同じ。）を除く。）は、計算書類（同法第 103 条第 2 項に規定する計算書類をいう。第 4 項において同じ。）及びその附属明細書について、所轄庁の定めるところにより、公認会計士（公認会計士法（昭和 23 年法律第 103 号）第 16 条の 2 第 5 項に規定する外国公認会計士を含む。次項において同じ。）又は監査法人の監査を受けなければならない。ただし、補助金の額が少額である場合において所轄庁の許可を受けたときは、この限りでない。
- 3 前項の公認会計士又は監査法人により監査を行ったときは、文部科学省令で定めるところにより、監査を受ける必要がある。ただし、監査を受ける必要がない場合は、監査を受ける必要はない。
- 4 助成対象学校法人は、文部科学省令で定めるところにより、毎会計年度終了後 3 月以内に、その終了した会計年度に係る計算書類及びその附属明細書並びに当該会計年度の翌会計年度の収支予算書に前項の監査報告（会計監査人設置学校法人等にあつては、私立学校法第 86 条第 2 項の会計監査報告）を添付して、所轄庁に提出しなければならない。ただし、第 2 項ただし書に規定する場合には、監査報告の添付を要しない。

準備中

別紙B

第 14 条第 2 項	計算書類（同法第 103 条第 2 項に規定する計算書類をいう。第 4 項において同じ。）及びその	貸借対照表及び収支計算書並びにこれらの
	所轄庁	

別紙C

第 14 条第 4 項	計算書類及びその	貸借対照表及び収支計算書並びにこれらの
	所轄庁	

別紙D

- 5 第 2 項の規定により読み替えて適用される第 12 条、第 12 条の 2 第 1 項、同条第 2 項（第 13 条第 2 項において準用する場合を含む。）、第 13 条第 1 項並びに第 14 条第 2 項及び第 4 項の規定により都道府県が処理することとされている事務は、地方自治法第 2 条第 9 項第 1 号に規定する第 1 号法定受託事務とする。 (以下略)

別紙E

附 則（令和5年5月8日法律第21号） 抄

（施行期日）

第1条 この法律は、令和7年4月1日から施行する。

（私立学校振興助成法の一部改正に伴う経過措置）

第20条 前条の規定による改正後の私立学校振興助成法第14条（同法附則第2条第2項及び第2条の2第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定は、施行日以後に開始する会計年度に係る同法第14条第1項の補助金の交付を受ける学校法人（同法附則第2条第2項に規定する学校法人以外の私立の幼稚園の設置者等及び同法附則第2条の2第1項の社会福祉法人を含む。）について適用し、施行日前に開始した会計年度に係る前条の規定による改正前の私立学校振興助成法第14条第1項の補助金の交付を受けた学校法人（同法附則第2条第2項に規定する学校法人以外の私立の幼稚園の設置者等及び同法附則第2条の2第1項の社会福祉法人を含む。）の貸借対照表、収支計算書その他の財務計算に関する書類、収支予算書及び監査報告書の作成及び届出については、なお従前の例による。